

平成 27 年 6 月 1 日

豊橋市財務部契約検査課

総合評価落札方式における配置予定技術者変更要件の緩和について

総合評価落札方式について、豊橋市では平成 19 年 4 月より導入していますが、通常の一般競争入札と比べて、公告から着手までの日数が 2～4 週間程度長く必要としました。

そこで、近年の不調対策の一環として、平成 27 年 6 月 1 日付公告より、総合評価落札方式における配置予定技術者の変更要件を下記のとおり緩和しましたのでご確認ください。

記

1. 変更箇所

総合評価落札方式に関する説明書 10 (2)

2. 変更内容

	変更内容
変更前	落札者は、配置予定の技術者として申請した者を当該工事に配置すること。なお、病気・死亡・退職等極めて特別な場合で、やむを得ないとして承認された場合のほかは、当該技術者の変更は認められない。
変更後	落札者は、配置予定の技術者として申請した者を当該工事に配置すること。ただし、病気・死亡・退職等極めて特別な場合で、やむを得ないとして承認された場合のほか、 <u>当該技術者以上の加算点を</u> <u>得られることが別に定める様式等により市が確認できた技術者に限り、</u> <u>工事契約締結前までに配置予定技術者を変更することができる。</u> なお、技術者に係る加算点は、変更の有無にかかわらず、当初の申請内容を採用する。

(問合せ先)

豊橋市財務部契約検査課

TEL 0532-51-2156

FAX 0532-56-5839